

通所リハビリと訪問リハビリの併用について

【質問】：

通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの併用はできるか

【回答】：

訪問リハビリテーションは「通院が困難な利用者」のためのサービスです。通所・通院ができる方であれば通所のサービスを利用することになります。

家屋内における生活機能の向上を目指す具体的な目標があり、通所のサービスだけでは目標が達成できず家屋内でのリハビリが必要である、**居宅からの買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関するリハビリが必要である等**、適切なケアマネジメントの結果で判断されたのであれば訪問によるサービスも算定できます。

(理学療法士等による訪問看護もこれに準じます)

【厚労省通知】：

老企第36号

5 訪問リハビリテーション費

(2) 「通院が困難な利用者」について

訪問リハビリテーション費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされているが、指定通所リハビリテーションのみでは、家屋内におけるADLの自立が困難である場合の家屋状況の確認を含めた指定訪問リハビリテーションの提供など、ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合は訪問リハビリテーション費を算定できるものである。「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通所系サービスを優先すべきということである。

以上